

**添付書類**

- 熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関等に依頼してください）
- 改修工事の費用がわかる書類（領収書の写し等）

**記入例**

**住宅改修に伴う  
固定資産税減額申告書**

年 月 日

寒河江市長 様

住所 寒河江市〇〇一丁目△△番地  
申告者 (納税義務者) フリガナ  
氏名又は サガエ タロウ  
名称 寒河江 太郎 ㊞

個人番号又は法人番号

下記のとおり改修工事を完了したので、固定資産税減額の適用を受けるため、地方税法附則第15条の9第1項、第4項、第9項の規定に基づき、市税条例附則第7条の3第6項、第7項、第8項により、関係書類を添えて申告します。

改修工事の種類 いずれかを○で囲んでください		1 住宅の耐震改修		2 住宅のバリアフリー改修		3 住宅の省エネ改修	
家屋の明細	所在・地番	寒河江市〇〇一丁目△△番◇◇			家屋番号	△△ - ◇◇	
	種類（用途）	専用住宅		構造	木造		
	床面積	110.50 m <sup>2</sup>		居住用床面積	110.50 m <sup>2</sup>		
	建築年月日	S56. 10. 20	登記年月日	S56. 10. 25	改修工事完了年月日	H28. 4. 1	
	改修工事費用	563,000 円 (うち補助金等			60,000 円)		
【3ヶ月以内に提出できなかった理由】 ※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。							

- ※家屋の明細については、課税明細書等を参考にご記入願います。
- ※「新築住宅に対する減額」や「住宅の耐震改修に伴う減額」とは重複して適用されません。
- ※平成20年1月1日以前から所在する住宅が対象です。
- ※国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く自己負担額が1戸あたり50万円を超える改修工事が対象です。
- ※要件を満たした住宅について、翌年度分に限り固定資産税の1/3を減額します。